

逆川小学校いじめ防止基本方針

児童指導部

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの態様

- ①冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ②仲間外れ、集団による無視をされる
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤金品をたかられる
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(3) いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

①いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対許さない」学校をつくる。

②いじめられている児童の立場に立ち、絶対に守り通す。

③いじめる児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。

④保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力に努める。

2 いじめの未然防止に向けた取組

道徳教育、体験活動等を充実させ、豊かな情操と道徳心を培うなど、心の通う対人交流ができる能力の素地を培う。また、人権尊重の精神に基づく教育活動を意図的に展開するとともに、学級活動等の時間を通して児童の主体的かつ積極的ないじめ防止活動を推進する。

(1) 日常におけるいじめの未然防止策のための組織（別紙 1）

- ①児童指導主任を核とした職員の協力体制を確立する。
- ①「報告・連絡・相談」を徹底する。
- ②職員会議の最後に「いじめ・不登校問題行動等対策委員会」を開き、児童の情報交換を行う。
- ③児童と向き合う時間を確保し、心の通い合う学校づくりを推進する。
- ④担任が問題を抱え込むことがないよう、些細なことでも話し合える職場の雰囲気づくりに努める。

(2) 学業指導の充実（特に「学びに向かう集団づくり」に向けて）

- ①児童がいじめ問題を自分のこととして考え、いじめをなくすために活動できる集団づくりに努める。
- ②道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等について話し合い、理解を図る。

(3) いじめに対する実態把握の充実

- ①児童へのいじめに関するアンケートや児童及び保護者への学校評価（いじめの項目を含む）を実施する。
- ②学級内の人間関係をとらえる調査（「こころのけんこうちょうさ」）を実施する。
- ③教育相談週間で実態把握を行う。
- ④教職員間や校種間で適切な引き継ぎを行う。（配慮を要する児童への共通理解）

(4) 教職員研修の充実

- ①指導の共有化を図るための資料『「いじめ」の理解と対応』『いじめと向き合う』等の輪読や、出張で研修したことの報告会を行う。
- ②T Tの指導体制を生かし、授業中の教職員の言動がいじめを誘発・助長・黙認するがないよう、細心の注意を払う。

(5) いじめ防止をねらった集会活動の実施

- ①人権集会で、「友達への感謝の気持ちを表すメッセージ」の発表を行う。
- ②教職員が、いじめ防止の寸劇等を演じ、児童の意識を高める。

(6) 児童の「自己有用感」「自尊感情」を高める工夫

- ①児童の良い面、頑張った面を見逃さず、効果的な賞賛の言葉かけをする。
- ②学年便りや連絡帳を通して、児童の良い面や頑張った面を家庭に知らせる。

(7) 地域や関係機関との連携

- ①学校での取組について、定期的に情報を提供する。(学校便り、ホームページ)
- ②学校評議員会で情報交換を行う。
- ③学校行事を通して、家庭や地域社会との積極的な交流を推進する。

3 学校におけるいじめ発生時のための組織(別紙 2)

4 いじめの早期発見に向けて

(1) 教師の観察を通して

- ①特定の児童から机を離す、冷やかす、給食を受け取らない、汚いものを触るように接するなどの具体的項目を立て、月に1回程度は児童の様子を観察する。
- ②児童の体調、顔色などを健康観察の時、特に注意して観察する。常に体調不良を訴える児童には、教育相談をするなどの対応をとる。
- ③休み時間等、一人で過ごすことが多い児童がいないかどうか、観察する。
- ④日記指導等を通して、子どもの声に耳を傾ける。
- ⑤担任外からの報告などを参考にする。

(2) アンケートを通して

- ①いじめの状況を把握するために「無記名式アンケート」を行う。(6月10月2月)回収するときには誰が書いたか特定されないようにする。アンケートの結果は早急に集計し、いじめの存在が疑われる場合は、全員について教育相談を行う。(別紙 3)
- ②さらに実態把握が必要な場合は、「記名式アンケート」を実施する。(別紙 4)
実施する際の注意点としては、
ア 記名式で実施する意味を十分理解させる。(責任をもたせる)
イ 場合によっては家で書かせる。(周囲の視線を気にせずに済む)
ウ 封筒を用意し、その中に入れて回収する。(他の児童に書いたことが漏れないように)
エ 保護者からの情報も得る。

5 いじめ問題の早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときは、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

(1) 学校の基本方針

- ①学級担任が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。(いじめ・不登校問題行動等対策委員会)
- ②いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ③校長は、いじめについての正確な事実を確認し、教育委員会にその事実を報告するとともに、今後の対応策についての相談をする。(必要な場合は支援をお願いする。)
- ④いじめを行った児童には、行為の善悪をしっかり理解させ、反省・謝罪をさせる。(懲戒、別室での学習、出席停止等の措置をとる場合もある。)
- ⑤法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥いじめが解消した後も、再発を防止するために、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対し、必要な支援や指導、助言を継続的に行う。

(2) 取組の基本的な流れ(詳細については、別紙 2を参照)

- ①被害児童からの相談ないしいじめ現場を発見した場合、児童指導主任に連絡をする。
- ②児童指導主任が連携の中心となって、関係職員に連絡するとともに、管理職に報告し、被害児童への対応を始める。(いじめ・不登校問題行動等対策委員会で方針や分担等を決定する。)
- ③報告を受けた校長は、いじめの事実について教育委員会に報告をする。
- ④相談を受けた教員を中心に、被害児童に許可を受けながらいじめの実態を掌握する。(聞き取り調査の場合、必ず複数の教員で対処する。)
- ⑤担任から被害児童の家庭への連絡を行う。家庭訪問等で丁寧に対応する。
- ⑥被害児童に許可を得ながら加害児童への指導を速やかに開始する。
- ⑦スクールカウンセラーや親と子の相談員から助言を得るとともに、被害児童、加害児童及び保護者へのカウンセリングを行う。

6 いじめ防止の取組に関する点検・評価

学校はいじめ防止に関する取組の状況に対して、教職員用指導資料『「いじめ」の理解と対応』の「学校用、教職員用いじめ問題への取組チェックポイント」を活用し、点検・評価し、さらなる実効性のある対策づくりに努める。